

平成 21 年 12 月 1 日

## 「認定割賦販売協会」の認定の取得について

社団法人日本クレジット協会

社団法人日本クレジット協会（会長 堀部 政男 一橋大学名誉教授）は、平成 21 年 12 月 1 日付けで、割賦販売法第 35 条の 18 第 1 項（認定割賦販売協会の認定及び業務）に基づく「認定割賦販売協会」として、経済産業大臣から認定を受けました。

今後、当協会は、「認定割賦販売協会」として、新たに策定した自主規制基本規則の協会会員会社への周知等を通じ、一層健全なクレジット取引の推進を図ってまいります。

### ○認定割賦販売協会

「認定割賦販売協会」は、割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る取引の健全な発達及び利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護に資することを目的に、

- ①割賦販売等に係る取引の公平の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理
  - ②割賦販売法、自主規制規則等の遵守状況の調査等
  - ③割賦販売法、自主規制規則等の指導、勧告等
  - ④利用者等を保護するために必要な情報の収集、提供等
  - ⑤苦情の処理、その他必要な業務を行おうとする法人
- を割賦販売法に基づいて経済産業大臣が認定するものである。

問合せ先

社団法人日本クレジット協会 総務部（伊藤・長尾）

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル

電話 03-5643-0011

投稿先：東商記者クラブ・日銀記者クラブ